

令和4年度第1回北海道商工業振興審議会 議事録

日時：令和4年8月22日（月）14:00～16:00

場所：北海道第二水産ビル 3S会議室

1 開会

■ 田村経済企画課長補佐

お時間より若干前でございますが、本日までご出席いただき委員の皆さま全てお揃いでございますので、会議を始めさせていただきますと思います。

ただいまから、令和4年度第1回北海道商工業振興審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、北海道経済部経済企画課の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員11名のご出席をいただいております、「北海道商工業振興審議会条例施行規則」第2条第2項により、構成委員15名の過半数を超えておりますことから、本会が成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会につきましては、道が定める「附属機関の設置及び運営に関する基準」に従い、公開とさせていただきます。また、議事録につきましても、北海道のホームページ等で公開することとなっておりますので、ご承知願います。

開会にあたりまして、経済部長の中島から、ご挨拶申し上げます。

2 挨拶

■ 中島経済部長

経済部長の中島でございます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方におかれましては、日頃から道の経済施策の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り、この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおりでございますけれども、本道は、長期に及ぶ感染症の影響に加えまして、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化、こういったことによりまして、エネルギーあるいは原材料等の価格高騰・供給動向が見通せず、円安基調とも相まって、事業者の方々の経営環境はこれまで以上に厳しくなることが懸念されるところでございます。

こうした中、北海道では、後ほどご説明させていただきますけれども、今年7月に、「コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策」、こちらを策定し、これに基づき、本道経済への影響緩和あるいは活性化に向けて、関連する事業の迅速な執行に努めているほか、足下では感染症が再び拡大しており、事業者の方々の不安が高まる中でございますが、「夏の感染拡大防止

パッケージ」ということで進めさせていただいております。その中の取組の柱の一つでございます「感染防止対策と社会経済活動の両立」、これを進めるために、事業者の方々に「感染防止対策の徹底」を呼びかけつつ、各種支援策をご活用いただけるよう改めて積極的な周知を行っているところでございます。

こうした中、本日の審議会でございますけれども、「コロナ禍における価格高騰等の対策」といたしまして、緊急経済対策も含め、ウィズコロナ下での総合的な取組の推進を図るために、取りまとめることとしております「当面の展開方向」、こちらの案につきまして、ご審議いただきたいと考えておりますほか、ゼロゼロ融資の返済開始に向けまして道の対応として、求償権放棄条例、こちらの改正に向けた道の検討に関するご報告などを予定しているところでございます。

先行きが見通せないこの難局を乗り切るためには、本日予定している何れの項目も極めて重要であると考えておりまして、限られた時間ではございますけれども、委員皆さま方の忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

委員の皆さまにおかれましては、本年8月20日付けで任命させていただきました。今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。ここで、新たに就任された5名の委員をご紹介します。一言ご挨拶いただければと思いますが、挨拶は1分程度で可能であればよろしくお願いいたします。まず初めに、一般社団法人 北海道貿易物産振興会 会長、高橋清一郎様です。

■ 高橋委員

ただいまご紹介にあずかりました、北海道貿易物産振興会の会長をやらしていただいております高橋でございます。当会における事業は大分歴史も古く、北海道で揚がる、作られる魚製品、それに限らず野菜、スイーツ、最近ではブランデー、53のワイナリーで造られるワインなどがございます。それと北海道物産展は、全国の物産展の4割くらいのシェアを占めているということで、非常に人気がありまして、これを何とか品質を上げながら、道内・道外・海外に販路を拡大していくのが私たちの役割とっております。

今、「どさんこプラザ」は11店舗ございまして、海外にはシンガポールに2店舗、バンコク1店舗、また道主体の物産展の開催を百貨店中心にやっております。あと昨年は関西に近鉄のあべのハルカス店、関西初の「どさんこプラザ」を開業いたしました。それと札幌、東京、大阪、博多等での商談会の開催、それから先ほど申し上げた道産品の北のハイグレードというブランドを作りまして、品質向上を進めているところでございます。以上です。ありがとうございます。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。続きまして、トヨタ自動車北海道株式会社 副社長、内藤 一徳委員です。よろしくお願いいたします。

■ 内藤委員

皆さん、こんにちは。トヨタ自動車北海道の内藤でございます。弊社はトヨタ自動車の北の拠点として、1992年に操業開始いたしまして、オートマチックトランスミッションとか、あるいはCVT、ハイブリッドなどの駆動系のユニットをトヨタ社の1/5程度を生産しております。ちょうど1992年ということで、今年は創業30周年になります。これは北海道、あるいは地域の皆さまの支えがあってからこそと大変感謝しております。今回この大役を仰せつかりまして、北海道のために少しでも役に立てればと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。続きまして、北海道経済連合会 専務理事、水野 治委員です。よろしくお願いいたします。

■ 水野委員

お疲れ様でございます。北海道経済連合会の水野でございます。前任、瀬尾の後を受けまして、今年の6月から道経連の専務理事を務めさせていただいております。また、このように本審議会の委員も拝命することになりました。道内商工業の振興ということで、私どもの仕事そのものでございますので、持てる力を尽くして参りたいと思います。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。続きまして、江別製粉株式会社 常務取締役、山口 小百合委員です。よろしくお願いいたします。

■ 山口委員

皆さまはじめまして。江別製粉の山口小百合と申します。札幌市の隣、江別市の方で、小麦粉の製造販売をメインに行っております。創業しまして74年になりますが、北海道産小麦というものに注力いたしましてからは、30数年となっております。江別市の他に、この度3月になりますが、栗山町に北海道産の子実コーンを製粉し、ホッカイドウコーングリッツとして製造販売する会社を立ち上げております。今回審議会の方では食の面から、皆さまのご意見を伺いながら、お役に立てればと思っておりますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。最後に、岩見沢液化ガス株式会社 代表取締役、渡辺 美智留委員です。よろしくお願いいたします。

■ 渡辺委員

皆さまお疲れ様でございます。岩見沢液化ガス代表取締役の渡辺でございます。私は北海道中小企業家同友会の方で副代表理事をしております、昨年は小規模企業条例・方策検討部会に参加させていただいておりました。何もお役に立てないままそちらの方が一段落しまして、少しほっとしておりましたら、今度はもう少しハードルが高い方にお声がけをいただきまして、また、教えていただくことばかりで、皆さまのお役に立つことはなかなかないとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。なお、ご出席の委員の皆さまにつきましては、お手元の出席者名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課長、近江様にもご出席いただいております。

続きまして、事務局である経済部職員をご紹介します。先ほどご挨拶申し上げた経済部長の中島でございます。続きまして、食産業振興監の遠藤でございます。なお遠藤につきましては、用務の都合上、途中で退席させていただきますので、あらかじめご容赦願います。続きまして、経済部次長の新津でございます。経済企画局次長の磯部でございます。国際経済担当局長の沖野でございます。食関連産業局長の藤村でございます。観光局長の鶴蒔でございます。地域経済局長の上原でございます。産業振興局長の田邊でございます。労働政策局長の辻でございます。産業人材担当局長の赤塚でございます。最後となりますが、環境・エネルギー局長の水口でございます。

3 議事

(1) 会長、副会長の選出（審議）

■ 田村経済企画課長補佐

それでは、これより議事に入らせていただきますが、委員改選後、はじめての会議でありますことから、会長が選出されるまでは、経済部長の中島が議事を進行いたします。それでは、部長よろしくお願いいたします。

■ 中島経済部長

それでは、議事（1）審議事項の「会長、副会長の選出」に入らせていただきます。

「北海道商工業振興審議会条例」第4条第2項におきまして、「会長及び副会長は、委員が互選する」こととなっております。これに従いまして、選任を進めたいと思いますが、会長及び副会長の候補について、どなたかご意見はございますか。

(意見なし)

特に無いようであれば、事務局の方から推薦をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議無し」の声)

ありがとうございます。それでは、事務局お願いいたします。

■ **田村経済企画課長補佐**

それでは、事務局よりご提案させていただきます。会長につきましては、穴沢委員にお願いしたいと思います。また、副会長は、水野委員にお願いしたいと思います。いかがでございますか。

(「異議無し」の声)

■ **中島経済部長**

ありがとうございます。それでは穴沢委員、会長をお引き受けいただいでよろしいでしょうか。

■ **穴沢委員**

穴沢でございます。謹んでお引き受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ **中島経済部長**

ありがとうございます。それでは水野委員、副会長の方よろしいでしょうか。

■ **水野委員**

よろしくお願いいたします。

■ **中島経済部長**

ありがとうございます。それでは、穴沢委員に本審議会の会長を、水野委員に副会長をお願いしたいと思います。穴沢委員には恐れ入りますが、会長席へのご移動をお願いいたします。

す。

それでは、穴沢会長から、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

■ 穴沢会長

小樽商科大学の穴沢でございます。この度は再度ということになりますが、本審議会の会長を務めさせていただきたいと思っております。昨年度から引き続きお願いさせていただいておりました委員の皆さま方、また、今回新たに委員になられた皆さま方、当審議会におきましては、闊達な議論、ご意見をいただきながら、北海道の経済につきまして、考えていければと思っております。

先ほど中島部長からもありましたように、北海道の経済は厳しい状況だと思っております。国際情勢の関係もあり、また物価高ということもありまして、長期的には少子高齢化ですとか、課題は山積していると思っております。そうした中で、いかに明るい北海道を作っていくかというところにつきまして、皆さまから様々なご意見をいただければと思っております。2年間という期間でございますが、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

■ 中島経済部長

ありがとうございます。それでは、ここからの進行は穴沢会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(2) コロナ禍における価格高騰等の対策について（審議）

■ 穴沢会長

それでは、議事の方を進めさせていただきたいと思っております。

まず、議事（2）審議事項であります「コロナ禍における価格高騰等の対策について」こちらの方に移ります。まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

■ 西岡経済企画課長

経済企画課の西岡でございます。私の方から、「コロナ禍における価格高騰等の対策」につきましてご説明させていただきたいと存じます。座ってご説明させていただきます。資料の1-1、1-2、1-3を中心にご説明したいと思います。

まず資料1-1をご覧ください。A4縦の資料です。まず、対策の趣旨についてでございますけれども、上段の枠の記載にありますように、長期に及ぶ新型コロナウイルスの影響に加えまして、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化による、エネルギーあるいは原材料等の価格高騰等により、事業者の経営環境それから道民の方々の生活はこれまで以上に厳しくなることが懸念されております。こうした中ですね本年4月末に決定された国の「コロナ

禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』の趣旨を踏まえながら、道におきましても、7月に本道経済への影響緩和や活性化に向けて、以下、順次ご説明いたしますけれども「エネルギー・原材料・食料等安定供給対策」、「厳しい経営環境にある中小企業等への支援」、それから「物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」。この3つを柱に据えまして緊急経済対策を取りまとめてまいりました。本対策につきまして、中段に二重線枠があるかと思いますが、定例会、今回の第2回定例会で議決されました補正予算額224億円に、既決事業も加えまして、総額約858億円となっております。

では次に、対策の内容について、順次、ご説明させていただきます。まず、下の方をごらんください。なお、主な取組をこの後、いくつかご紹介させていただきますが、ここでは主な柱立てのご説明に止めさせていただきます。

まず1つ目の柱です。「エネルギー・原材料・食料等安定供給対策」では、「(1)エネルギーの効率的利用に向けた省エネルギーの取組の支援」に加え、裏面2ページをご覧ください。

「(2)食料・原材料等の国内原料の切替、価格高騰対策」では、農産物、水産物、木材の各分野において生産者への支援などに取り組みますほか、「(3)環境配慮型の観光推進」などに取り組みることとしております。

続きまして、2つ目の柱でございますけれども、「厳しい経営環境にある中小企業等への支援」、これにつきましては、「(1)事業継続に向けた支援」に加えまして、3ページ、「(2)社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援」や「(3)需要喚起・消費喚起による経済活動の活発化」などに取り組みることとしております。

続きまして4ページの方をご覧ください。最後に三つ目の柱でございます「物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」ということで、「(1)生活困窮者等の生活支援」と併せて「(2)保護者等の負担軽減」といたしまして、高騰する学校あるいは保育所等の給食原材料費等の経費の支援に取り組みることとしております。なお、下段の方に棒グラフとなりますが、当部で実施している企業経営者意識調査から「原油・原材料価格高騰の影響」への回答を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。以上、ざっくり柱立てについてご説明いたしました。この中から2、3です。ね事業をご紹介したいと思います。

お手元の参考資料4「コロナ禍における価格高騰等支援策ガイドブック」、こちらをご参照いただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。8ページをご覧ください。物価高騰対策というところでございますけれども、「道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業」というものでございまして、感染症の影響による売上の減少に加えまして、原材料等の価格高騰による影響を受けている幅広い事業者の方々を支援するため、中段に書かせていただいておりますが、要件を満たしている場合に、中小・小規模事業者には10万円、それから個人事業者には5万円の支援金を給付するものでございまして、7月27日から申請受付を開始しているところでございます。続きまして、21ページをご覧ください。こちら第三者認証の関係ですけれども「飲食店利用促進支援事業」というものでございます。今は感染拡大もしている状況でありますけれども第三者認証店を対象としたプレミアム付き食事券を発行いたしま

して、外食需要を喚起すると共に、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを狙いといたしまして、2にありますように「販売額・額面」に記載のとおり、額面 5,000 円の食事券を 4,000 円で販売するものでございまして、8 月 1 日より紙クーポンの販売を開始しており、8 月 19 日からは電子クーポンの販売を実施しているところでございます。それからもう少しだけ、23 ページをご覧ください。「道産食品消費喚起対策事業費」でございまして、道産食品を扱うアンテナショップ等、どさんこプラザ等で利用可能なプレミアム付き商品券の発行やあるいはネット通販での割引販売により、道産食品の消費喚起を図りまして、価格高騰等の影響を受ける道内事業者を支援するというものでございます。「1 プレミアム付きどさんこ商品券」は、額面 7,000 円の商品券を 5,000 円で販売いたしまして、8 月 13 日から販売開始をしております。「3 通販割引販売」こちらは、9 月以降ですけれども、各種通販媒体を通じまして、道産食品を 3 割引で販売することとしております。以上、3 つほどご紹介させていただきました。その他の事業につきましても、掲載しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。以上が、「コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策」についてご説明させていただきました。

続きまして、資料 1-2 でございます。A 4 横のポンチ絵の資料でございます。「経済対策等に関する道の推進体制」ということで新たに整理したものでございます。先ほど説明いたしました緊急的な経済対策の迅速な実施はもとより、将来にわたり道民の皆さまが安心あるいは事業者の方々の成長につながる取組を効果的に支援するため、全庁的な推進体制として「北海道経済対策推進本部」を設置するとともに、各総合振興局、振興局それから東京事務所地方本部を設置いたしました。今後は、この資料に記載のとおり、こうした機関が密接に連携いたしまして、情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な情報発信あるいは迅速な事業の執行を図っていきたく考えています。

続きまして、資料 1-3 「経済対策等に関する「当面の展開方向」(案)」でございまして、こちらをご覧ください。これあの皆さまには素案の段階で、前体制の審議会の委員の皆さまには意見を伺っておりますが、修正点につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに 1 ページ目でございますが「当面の展開方向の必要性」とそれから「対象期間の考え方」でございます。冒頭で経済部長からも申し上げたとおり、原油・原材料等の価格高騰などによりまして事業者の経営環境あるいは道民生活が一層厳しくなることが懸念されております中、道としては、先ほど説明した「緊急経済対策」これを取りまとめ関連事業を実施しているところでございます。道といたしましてはウイルスの変異をはじめとする状況の変化も踏まえながら、直面する課題に迅速に対応しつつ、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、関係者が情報や認識を共有しながらですね、各般の施策を効果的・効率的に推進していくことが必要であることから、今後概ね 1 年程度を見据えまして、今般の緊急経済対策も含めたウィズコロナ下での総合的な対策を今回「当面の展開方向」として取りまとめたいと考えております。

2 ページをご覧ください。はじめに、「Ⅰ. 需要喚起を含む事業者の足下対策」でございます。原油・原材料価格の高騰などを踏まえまして、取組の方向性として、中央の列に記載にありますような「安定供給対策」、「厳しい経営環境にある中小企業者や生産者などの事業継続支援」、それから「需要喚起等による社会経済活動の活性化」を掲げまして、「危機に強い経済構造の形成と需要喚起による地域経済の活性化を図る」ことと考えておりまして、主な取組として、右の列にありますように「省エネの取組推進」あるいは「金融支援」、「需要喚起」などに取り組むこととしたいと思っております。

続きまして3 ページ、「Ⅱ. 中長期を見据えた中小企業者や生産者の競争力強化」につきましては、カーボンニュートラルやデジタル化等の社会情勢の変化を踏まえまして、当面の方向性として、「今後の成長につながる新たな取組にチャレンジする事業者の後押し」それから「北海道ブランドの更なる磨き上げと実践的なプロモーション」を掲げ、「中長期の視点に立った持続的で足腰の強い地域産業の振興を図る」ということといたしまして、主な取組として、例えば「新分野展開等への支援」のほか、「高付加価値化や新商品開発」などの支援に取り組むこととしております。

続きまして4 ページでございます。「Ⅲ. 地域経済を支える人材の育成・確保」につきましては、道内労働力人口の減少などを踏まえまして、取組の方向性として、「産業人材の育成・確保」あるいは「多様な働き手の就業支援と就業環境の整備」を掲げ、「産業人材の育成・確保と多様な方々の労働参加を進め、地域を支える産業の活性化を図る」こととしております。主な取組といたしまして、右列でございますけれど「ニーズに対応した人材育成」や「就業支援」に取り組むこととし、また、「就業環境の整備」に関しては、テレワークに関連する取組の記載がないと意見照会をさせていただいた中でご意見を頂戴した部分でございますけれども、二つ目の矢印として「フレックスタイムやテレワークなど多様で柔軟な働き方の普及・促進」というものを追加しております。

最後に、「Ⅳ. 物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」でございます、5 ページ、物価高騰に直面し、経済的に大きな影響を受けている実態などを踏まえまして、取組の方向として、「生活困窮者等の生活支援」、「保護者等の負担軽減」を掲げ、「道民生活の安心の確保を図る」こととし、主な取組として「緊急的な生活支援」それから「給食原材料等の経費支援」に取り組むこととしております。本日の審議会でのご意見を踏まえまして、今後、地域や関係機関のご意見も伺いながら、この展開方向の成案を取りまとめてまいりたいと存じます。説明は以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から「コロナ禍における価格高騰等の対策について」ということでご説明をいただきました。この後は委員の方々からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。ご質問のある方は挙手をしていただければと思います。それでは佐藤委員。

■ 佐藤委員

北海道商工会議所連合会の佐藤でございます。価格高騰等の対策にあたりましては、事業者サイドと消費者サイドの2つの側面があるかと思っております。商工業振興審議会なので事業者サイドのお話を申し上げれば、喫緊の課題は企業物価と消費者物価との開きが大きいということでもあります。多くの道内事業者が価格高騰によるコスト上昇分、これを販売価格に転嫁できずにいます。つまり、価格高騰分の相当割合、多くの道内事業者が本来得られる収益を削って負担をしている状況が続いております。いつまでもこのような状況が続けば、企業の存続に大きな懸念が出てくると考えてございます。道におかれましては、道内事業者がコストアップ分を適切に価格転嫁できる環境整備についても、早急に進めていただきたいと考えてございます。まずは道が、価格転嫁が進んでいない道内事業者の窮状、価格転嫁の必要性について、主導的に情報発信をしていただきたい。そうすることでコロナ対策同様、大きなアナウンスメント効果が期待できるものと考えてございます。

また、今回の価格高騰につきましては、先ほど説明ありましたとおり、円安や輸入物価高騰が起点となっております。価格高騰分を全て販売価格に転嫁できたとしても、事業者の収益改善には繋がらない、いわゆる「コストプッシュインフレ」と言われております。このような中、道内企業については、私どものアンケート調査を見ますと、従業員の生活防衛のために、全国平均を1割ほど上回る63%の企業が、今年度賃上げを実施すると回答をしておられます。また、北海道の最低賃金につきましては、中央の目安額を上回る31円の上げが決定されたと報道されているところでございます。こういった意味で道内企業については、精一杯今努力をしている状況にあるかと思えます。こういった道内企業の努力に応える、きめ細やかな支援策につきましてもより一層、拡充が図られるよう検討を進めていただきたいと思っております。私からは以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。山口委員お願いいたします。

■ 山口委員

江別製粉の山口です。今し方、佐藤委員様の方から価格転嫁が進んでいない状況についてということでお話がありましたが、本日の資料には反映されていない話で恐縮ですけれども、食料品の相次ぐ値上げを受けて先週、岸田総理が輸入小麦の政府売渡価格を10月以降も現在の水準に据え置くように指示したと報道があったと思うのですが、これに対して、私どものお客様である二次加工業者様の反応は複雑です。燃料だとか容器・包装、小麦粉以外の原材料など、様々に調達コストが上がっている中で、小麦の価格だけを抑えてもとても吸収できるものではないのに、これでは値上げを言い出せなくなってしまうのではないかと懸念しております。10月の小麦の大幅値上げを受けてから、商品価格を改定しようと考えてこれまで値上げを見送ってきた事業者もいるので、緊急措置とは言え、混乱が予想されます。国の具体

策はこれから9月にかけて出てくると聞いておりますが、小麦関連商品の価格が全て据え置かれるかのような誤解を消費者に与えることのないように、また、小麦関連製品の値上げが「悪」であるかのような風潮を生まないようにですね、道でもしっかりと情報発信をしていただきたいと思いますし、事業者の皆さまがコストアップ分も適切に転嫁できるように、どうかフォローをお願いしたいと思っております。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

■ 高橋委員

抜本的な話になってしまうかもしれませんが、私は北海道貿易物産振興会の会長として参加しておりますけれども、実は札幌中央卸売市場の大卸2社ありますけれども、水産の社長を兼務しております。魚だけを見ますと、卸売市場法、漁業法これが4年前に改正されたのですが、それなりに時代に即した改正だと評価はしているのですが、やはり、どうも見ていると、世界の趨勢からは相当日本は遅れたなど。物流に関してはそうでもないと思うのですが、特に獲る方に関しては、具体的な数字を申しますと、この30年間の間に世界では30年前は約1億トンでしたが、今は2億トンになっております。倍になっております。日本は30年前1,200万トンだったのが、今は400万トンです。北海道では300万トンだったが、今は100万トン。日本全体で1/3まで減っている。僕らにとっては輸出が伸びたと言っているが、100万トンのうち40万トンが実はホタテです。輸出が伸びたと言っているが、そのうち原料、人材がいなく剥けないから獲ったやつをそのまま冷凍してよく「バルク」と言いますが、そのまま中国に輸出して中国で剥いてもらって、EUやアメリカへ売って言うのが現状です。

私も北海道貿易物産振興会の会長を昨年5月に引き受けたときに、鈴木知事様の方には、北海道のこれからの課題は一次産業のまず回復ですねと。特に、農業はまあまあですけど、水産の方、これをどうにか、大きく戻せるかはわかりませんが、今100万トンなら200万トンくらい戻さないとだめでしょうねと。戻す方法は色々ありますよと。深い話になりますのでこれ以上話しませんが、抜本的な改革が必要ではないかなと。それをなんとか、国内の自給率220%とよく言っていますけども、北海道は。本当なのかなと。これが証明されたのがロシア・ウクライナ問題ですよ。これはもう5ヶ月間経って、1,700億円超ロシアから輸入しているのですが、私は強い危機感を感じ、各方面に状況を聞きに行きました。何をしに行ったかという、SWIFTという金融制裁が発動されて、うちは直接貿易していないため、どういう風にお金が送られるかわからないけれど、あれがなくなってしまうと皆さま方が食べられているような、例えばウニとか回転寿司のエビとかカニとか食べられなくなりますよ。乗数効果、おそらく一方だけで1,700億円ですから、卸だ、仲卸だ、小売りだ、スーパーだ、外需だ、まさにエネルギー安全保障ではなく食料安全保障だ、この問題を解決

しなければいけませんと、色々な機会に話しておりました。

コロナ対策も2年半経ちました。みんな大分疲れてきたと思うのですが、もう少しで抜けきると思いますし、これから先、色々な対策も打たれているし、なんとかつなぎはできると思うのですが、私が願うとしたら、抜本的な部分、実際に現場がどうなっているのか、先ほど山口委員もおっしゃったように、小麦の方もそうですよね。世界的な潮流で価格が上がったものをどうすればいいんだ。道産でカバーできるのか。道産でカバーできる整備は行われているのか。そこら辺、水産にも似ている部分があるので、対策を是非よろしく願います。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。WEB で参加されている田澤委員から手が挙がっていたかと思えます。田澤委員のあとに内藤委員の順番でお願いいたします。それでは田澤委員よろしく願います。

■ 田澤委員

田澤でございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。今日はどうしてもそちらにお伺いすることができず、リモートで参加させていただいて、非常に感謝しています。テレワークマネジメントの代表をしております田澤でございます。このところ喉を壊しておりまして、ハスキーな声になってしまっておりますけれども聞こえておりますか。大丈夫でしょうか。

資料の方、色々ご説明、ありがとうございました。拝見してまいりまして私自身は、コロナ禍においてテレワークという働き方がかなり広がっている中で、大きな変革の分かれ道の時代だと思っております。北海道においてテレワークというものは、残念ながらまだまだであると考えている中で、この資料においては、4ページ目で書いていただいているのですが、右下の方に、どうしても就業環境という働き手の視点で書かれていることがやはり多いです。テレワークというのは、デジタル化も含めて企業にとっての人材確保と生産性向上の大きな要であると考えております。今日、私は背景にもあるのですが、道内ではなく奈良の方にいるのですが、道内においても、北見に住んでいる私が、北見の会社から札幌に出張するだけでも、すごくコストと時間がかかりますが、テレワークによって色々なコスト削減ができるといったところがわかっているのに、中々それ以上進まないという状況がございます。企業においても単なる働き方、女性のためとかそういうものではなく、企業の生産性を高めていく、そして今後の人材確保に寄与するという点を是非、これからの施策の中で強調いただきたい。実際にはテレワークは国が推進しているので、助成金だとかセミナーの開催をやっているのですが、興味のある人、経営者しか来ておりません。なかなか隅々の中小企業、道内の都市部の中小企業者の方々にとっては関係のない働き方となっておりますが、それって「仕方がない」って思ってしまうと、北海道はほかの自治体に遅れをとっ

てしまいかねないと思っています。願わくば、その点をしっかりやっていただきたいことと、それからデジタル人材の育成というのを、こちらでデジタル田園都市国家構想の中で力を入れていく所ですが、北海道においては、例えば今、一次産業、二次産業に従事している人が、働く人がデジタルな仕事ができるようなスキルを社内で学び直していく「リスキリング」と言って、今すごく国としても、あるいは企業としても力を入れている所ですが、こういったデジタル人材を育成して、企業を強くしていく。そして、デジタル化や生産性の向上、また、人材確保ができるようなストーリーを是非、北海道の経済振興の中に入れていただければと思います。以上でございます。ありがとうございました。

■ 穴沢会長

田澤委員どうもありがとうございました。それでは内藤委員、お願いします。

■ 内藤委員

トヨタ自動車北海道の内藤でございます。今回初めて参加させていただいて、皆さまの意見なり、資料を拝見しておりまして、大変素晴らしい施策を考えられているのだと聞いておりました。中身の話ではなく恐縮ですけれども、正直言って私、以前からやっている施策もあるみたいですが、知らないことばかりで、良い施策が打たれてもそれをいかに浸透させて、困っている方、あるいは私どもどちらかという製造業なものですから、企業の方とお話すること多いですが、特に、省エネの進め方に大変困られているところが多いとかですね、色々ある中でたまたま3ページを見たらこれ大変素晴らしいですね。こういうのを、もっともっと浸透させる仕組みというのを考えていかないと。まあ、僕のアンテナが低いだけかもしれませんが、予算がいくらあっても、もったいないことになるのではないかなという気がしますので、今後の進め方の中で地域や関係機関と共有しながら、というボヤッとした書き方になっていきますけれども、是非、具体的にどうやってこれを浸透させて有効な手に結びつけるか、ということ北海道の方で検討いただいて、それを我々お手伝いできることは何でもしますので言っていただければいいのかなと思いますので、是非よろしく願いいたします。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは水野委員よろしく願いいたします。

■ 水野委員

まず事業者としての窮状についてのお話ですが、皆さまご承知のとおり、特に道内経済、食と観光を中心に幅広い業種で大きなダメージがあり、事業者からは「生き残るのが精一杯」だとか「先行きが見通せず事業継続が難しい」とか、本当に切実な声が上がっております。

私どもも、そのような声を踏まえまして、先月、政府与党に要望を行っています。特に北

海道の冬期の暖房を中心に、石油依存度が高いので燃料費高騰の影響等がほかの地域よりも大きく受ける地域であること、また、日本の食料基地としての役割をしっかりと担っていくうえでも、一次産業における資材の価格高騰の影響等、これをしっかりと甚大なものとして捉えていただきたい、ということを経済界としてもしっかりとご説明し、支援をお願いしてきたところでございますので、北海道においても対策をお願いしたいと思います。特に、資料1-1の緊急経済対策につきましては、本当に大変迅速な対応を取っていただいたと評価しておりますし、感謝しております。これから実施の段階で、先ほど佐藤委員ですとか、高橋委員からもお声がありましたけれども、現場の声をしっかりと聞き取っていただいて、現場目線に立った施策を、スピード感を持って講じていただくというのが大事だと思いますのでよろしくお願いたします。

それと今し方内藤委員からもありましたけども、やっぱりそういういった施策を有効活用いただけるように、周知・徹底が大事だと思います。ハンドブックやメニュー化というところは、非常に工夫して取り組んでいただきましたが、更に取り組みを進めていただくようお願いしたいと思います。

最後に一点、当面の展開方向の中で「中長期を見据えた中小企業者や生産者の競争力強化」がありました。その中で持続可能な北海道の実現に向けて、特に基本方針に明記された「ゼロカーボン北海道」の推進は、私どもも非常に重要な取組とっております。技術面、コスト面含めて、環境と経済の好循環のハードルは極めて高いですけれども、再エネの資源量が全国随一でもあります北海道。我々、経済界としても更に連携を深めて「オール北海道」の力で取組を推進したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。WEB で参加されております藤田委員の手が挙がっておりますので藤田委員お願いたします。

■ 藤田委員

藤田ですけどよろしいでしょうか。残念ながらそちらに伺えなくてオンラインで参加しておりますが、以前も指摘したのですが、音声の不十分で半分くらい聞こえない状況です。次回以降、オンラインの方々、不便しておりますので改善していただきたいと思います。こちらからの声は大丈夫でしょうか。

私は今、旭川で木製家具カンディハウスの会長と、北海道家具協同組合連合会の代表をしております。木材の関係でお話ししたいと思います。つい先日、道新のトップでウッドショックに関する記事が出ていたと思います。住宅に付随する、木造住宅もしくはそれに付随する集合住宅等に使われる道産の内装材や家具等に使われる、北海道産の針葉樹や広葉樹の木材価格が高騰しております。資料1-1の2ページ目、3ページ目にも道産木材に関する事業が取り上げられておりますが、是非、北海道の林業に対する産業強化策の取組を今一度、

お願いしたい。住宅に関する消費は非常に市場の幅が広く、付随する家具、それに付随する木製品などの、原材料価格の高騰で、輸入材の高騰に合わせ、北海道産の材料の値上げが非常に起こっております。こういうことが実態として報告されていると思いますが、北海道の森林面積は、全国の森林面積に占める割合の約1/4ございまして、国有林や道有林また市町村有林を活用して、是非とも北海道の林業の有効な対策をよろしくお願いいたします。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは吉成委員お願いいたします。

■ 吉成委員

経済対策等に関する当面の展開方向の案について、足下の対策とそのほかに中長期が書かれていて、どちらも重要なことだと思いますし、非常に良くまとめられていると感じました。先ほど出ました一次産品の加工度を上げて付加価値を増していく、非常に重要なことですし、そういった意味で、大学とか地域の一次産業の知恵が生きてくるのではないかと感じております。

また、デジタル人材の育成に関しても、「リスキリング」という言葉で紹介されましたけれども、我々リカレント教育という形で、大学もしくは他の機関で色々やっておりますので、そういうところも利用されると、より相乗効果が得られるのではないかと思います。取組のトピックとして、カーボンニュートラルについて色々な相談を受けておりますけれども、今のところ大企業からの相談にこのトピックが多く含まれております。今後、中小企業も含めて全体で取り組まなければならないと感じておりますので、そのための準備を今から行っていく必要があると感じました。大学の方はどちらかというと、科学技術寄りですけれども、科学技術審議会というのがありまして、こちらのほうでは地域の懇談会を行っております。資料1-2でありました地方推進本部、振興局ごとにまとめられると言うことでしたので、地域懇談会の情報をリンクしながら扱っていただけると、より相乗効果が出るように思いました。大学は今年度から6年間の第4期中期目標、中期計画期間となり、その中のメニューにも社会人教育がありますので、是非、大学を利用していただいて、皆さまのお力になればと思います。以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。吉住委員お願いいたします。

■ 吉住委員

商工会連合会の吉住です。簡単ですけども、商工会は零細企業を抱えておりまして、実態がコロナ前より更にひどくなっておりまして、かなり厳しい状況になっていると理解されて

いると思います。色々な施策に関して、商工会の組織を挙げて、情報は流しておりますけれども、是非お願いしたいのは自治体の方に細かくフォローしていただいて、地方では自治体と協力して、商工会の組織が協力しながら零細企業を救い上げていかないと、かなり厳しい状況ですので、しっかり自治体の方からも情報を流していただきたいなと思います。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。時間が押しております、他になければ次の議題の方へ進みたいと思います。

(3) 「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しについて（審議）

■ 穴沢会長

続きまして、議事（3）審議事項である『「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しについて』になります。それではまず、事務局より説明をお願いします。

■ 木戸地域商業担当課長

中小企業課の木戸と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料2-1をご覧ください。一番上の四角で囲んだ部分になりますが、本件は、平成29年度の点検・見直しから5年が経過しました「北海道地域商業の活性化に関する条例」及びその「施行規則」のほか、「北海道地域商業活性化方策」並びに「北海道地域貢献活動指針」につきまして、本審議会に「商業活性化部会」を設置し、専門的事項として調査審議をお願いするものでございます。

その下、1番の「設置する部会及びその役割」でございますが、本条例につきましては、附則において、「施行から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これまで果たしてきた役割や現状に即しているかといった観点から点検し、必要な見直しを行いますほか、「地域商業活性化方策」につきましては、現行の取組期間が令和4年度までとなっております、令和5年度から新たな取組期間とする方策の検討が必要となっているところでございます。

次に、2番の「部会委員」でございますが、委員の構成は、前回の点検・見直しについて検討を行った「商業活性化部会」の構成を基本に6名程度とし、本日、部会の設置についてご了承をいただきましたら、関係団体などからご推薦をいただきながら、人選を進めてまいりたいと考えております。

次に、3番の「検討の視点」でございますが、後ほど詳細について説明いたしますが、(1)の「条例」及び「施行規則」から、次のページの(2)にございます「方策」、そして、(3)の「活動指針」を、現状に即しているかなどの視点で見直しの必要性について点検をいただき、4番にございます「部会での検討を踏まえた対応」になりますけれども、その結果を踏

まえ、見直しが必要な場合は、改正に関わる議案の提案などを行ってまいります。

なお、今後の予定につきましては、5番の「検討スケジュール」に記載のとおり、部会での議論を進め、年内をめどに検討結果を取りまとめ、改正が必要なものについては、来年4月をめどに施行したいと考えております。

次に、現行の条例の概要について、資料2-2をご覧ください。はじめに「制定にあたって」に条例制定の経過がございますが、一つ目の丸の3行目、「地域商業を取り巻く環境は、景気の低迷や事業所数、販売額の減少、中心市街地の空洞化など厳しい状況が続いており、加えて、高齢化の一層の進行や消費者の購買意識に対応し得る変革が求められている」ことを背景として、二つ目の丸がございます、「地域商業の活性化を促し、取組の強化を図ることが重要」との認識から、三つ目の丸、「安定した道民の消費生活などを次代に引き継いでいく」ため、平成24年3月に制定されたものです。

平成24年4月の条例施行から5年が経過した平成29年度には、制定後初めて、社会経済情勢の変化を勘案し、条例の施行状況等について点検を行い、その結果、「条例」及び「施行規則」の改正はございませんでしたが、「方策」や「活動指針」の見直しを行ってきたところでございます。

資料の下段の「Ⅲ 特定小売事業施設への対応」でございますが、新設等の届出や地域貢献活動、撤退時の対応が条例で規定され、その基準面積は「6,000平方メートルを超える」と「施行規則」で規定されております。「施行規則」につきましては、準備期間・周知期間が必要のため、条例施行から半年後の平成24年10月の施行となっております。

次に、資料2-3をご覧ください。本条例に基づく実施状況として、これまでの届出状況を取りまとめたものとなっております。条例の届出対象となる特定小売事業施設につきましては、一番上の表にございますが、これまで26件の新設の届出があり、施行前に設置されていた既存の施設を加えると、合わせて233件となっております。2ページ目には、これまでの条例に基づく新設届出の状況を掲載してございます。また、3ページ目では、前回の見直し以降に道が取り組んでまいりました関係事業を記載してございます。近年では、感染症対策関連の事業が多くなっておりまして、コロナ禍前と比較すると、国の交付金の活用により、大幅に増額した形で推移してございます。

続きまして、資料2-4をご覧ください。「北海道地域商業活性化方策」についてでございますが、資料左上の箱の中、2行目後半にございますけれども、本条例の3つの目指す姿に沿って、その下の表にございますように、重点的に取り組むべきテーマを丸印で2点ないし3点設定し、地域商業の活性化に向けた取組が推進されますよう、商店街への集客促進などの取組例を示してございますが、今回の点検に当たりましては、感染症への対応なども踏まえ、課題の洗い出しなどを行い、令和5年度以降の「具体的な取組の展開方策」を検討してまいります。

次に、資料2-5をご覧ください。第一章に策定の趣旨がございますが、道では、本条例に基づき、事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体が行う地域におけるまちづくりの推

進に寄与する活動、例えば、安定的な雇用の確保や買い物弱者対策への協力、景観形成への配慮といった活動について提示いたします「北海道地域貢献活動指針」を平成24年10月に施行してございます。今回の点検に当たりましては、これまでの成果や地域の要望、現状に即しているかなどの視点により、見直しの必要性について検討を進めてまいります。

最後に、資料2参考1として本条例の本文、資料2参考2といたしまして、地域貢献活動指針の本文を添付いたしますとともに、資料2参考3は昨年9月に商店街における新型コロナウイルス感染症の影響を把握するために行った、緊急調査の結果となっておりますので、ご覧いただきますようお願いします。なお、条例の「施行規則」につきましては、「特定小売事業施設」の基準面積を6,000平方メートルと定めておりますほか、届出様式などを主に定めたものでございますから、今回は「施行規則」本編の添付は省略してございますので、ご了承願います。

以上、「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しについてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま、説明の中で部会を設置したい旨、事務局から申し出がございましたが、部会の設置等につきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思いません。

■ 田村経済企画課長補佐

部会の設置についてでございますが、北海道商工業振興審議会条例第5条によりまして、「専門的事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる」こととなっております。その設置につきましては、条例施行規則第5条第1項により「審議会が必要と認めるとき」となっております。また、部会の委員につきましては、条例施行規則第5条第3項におきまして、「部会は会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する」とされております。今回部会を設置する場合は、部会の委員につきましては、審議会の委員と、条例第3条第2項により任命する特別委員をもって構成をし、ご審議いただくこととなります。以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しを検討するため、部会を設置することについて決定したいと思いますが、何か質問等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、ご了承いただきましたので、それでは部会の設置をして参りたいと思います。

新しい部会の設置でございますが、名称につきましては、「商業活性化部会」ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。続きまして、部会の委員につきましては、先ほど事務局より説明がございました観点に従いまして、人選につきましても考えてまいりたいと思っております。人選につきまして、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思います。もし、ないようでしたら、会長の方に一任という形で進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは、部会委員につきましては、後日、事務局より皆さまの方にご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、ただいまご承認いただきました「商業活性化部会」の今後の進め方につきまして、先ほどご説明あったところですが、こちらにつきましても、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。また、「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しにつきまして、先ほど事務局の方からご説明がありましたが、全体につきまして何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは審議事項3を終了させていただきます。

(4) ゼロゼロ融資の返済開始に向けた道の対応（求償権放棄条例改正の検討） （報告）

■ 穴沢会長

続きまして、議事（4）報告事項である「ゼロゼロ融資の返済開始に向けた道の対応」に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

■ 水戸金融担当課長

中小企業課の水戸でございます。座って説明させていただきます。私からは報告事項、議事(4)「ゼロゼロ融資の返済開始に向けた道の対応」について説明させていただきます。

令和2年5月に開始した民間金融機関の活用による無利子の制度融資、いわゆるゼロゼロ融資につきましては、道内では全国一律の融資限度額3,000万円に、独自に3,000万円を上乗せして、計6,000万円で取扱を開始したことの効果もありまして、取扱終了の令和3年5月までの1年1ヶ月間で、累計1兆1,700億円、道内中小企業者の3割にあたる約42,000者にご利用いただくなど、これまでにない多くの融資実績があったところでございます。

このゼロゼロ融資をはじめ、国・道などの各種支援金も加わりまして、コロナ禍の影響が大きかった令和2年度、令和3年度におきましても、企業倒産や信用保証協会の代位弁済は極めて低水準で推移しまして、企業の資金繰り安定化に大きな寄与があった反面、企業にとってはいわゆる過剰債務といった大きな課題も出てきていると認識しております。

資料3をご覧ください。このゼロゼロ融資につきましては、最長5年間の返済据置が可能でございますけれども、据置なし、または1年以内のご利用が最も多く、資料右上の表にもあるとおり、令和3年度、今年の3月末までに返済開始している事業者が約半数いる一方で、この融資の無利子期間3年間と合わせて据置3年とした事業者も約3割に上りまして、来年度の令和5年度には、約9割の事業者の返済が始まっているという状況になります。

コロナ禍の長期化の影響に加え、昨今の原油・原材料価格の高騰、円安の進行、ウクライナ情勢の影響などによって中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増しております。ゼロゼロ融資の返済に支障が生じる懸念が強まっております。

このため、国では今年3月に「中小企業活性化パッケージ」を公表しまして、資金繰り支援や企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジの促進というものを打ち出したところでございます。

資料3参考1をご覧ください。このパッケージにつきましては、「I. コロナ資金繰り支援の継続」の他に、特徴的なものとして下段の、企業の状況に応じた総合支援策というものを示しております。

このうち、下段の中ほど、事業再生フェーズの「③中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、これは、中小企業版の私的整理ガイドラインとして今年4月からスタートしているものでございまして、企業の事業再生等に精通した「第三者支援専門家」が関与した再生計

画によりまして、債権者が債権放棄をする場合の私的整理の手続きを定めたものでございます。

また、企業が廃業する場合でも、円滑な廃業を行うことによりまして、従業員に再就職の可能性があること、経営者に創業や就業等の再チャレンジの可能性があることなど、一定の条件の下で、私的整理手続きによる債権放棄を認めているものでございます。

このガイドラインにつきましては、2枚めくっていただいて、資料3参考3の概要ペーパーがございますので後程ご覧いただければと思います。

資料3に戻っていただきまして、「2 今後の金融支援の方向性」についてでございます。

道としまして、こうした状況を踏まえまして、企業のそれぞれの状況に応じた金融支援に取り組んでいく方針でございまして、特に「地域の経済・金融動向のきめ細かな把握」により、事業者の資金繰りの実情を把握し、返済緩和など早期に対応して行くことが最も重要と考えておりまして、金融機関には事業者へのモニタリングの強化、返済条件変更への柔軟な対応につきまして、繰り返しお願いをしているところでございます。

この方向性の中の「事業再生支援」、それから「再チャレンジ支援」で下線が引かれている部分、「私的整理手続きの活用」、先ほどの「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、これに対応していくためには、下の方の◎にあります、道の条例「中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返還の免除に関する条例」、これの改正の必要性を検討していかなければならないということでございます。

条例の概要につきましては、また2枚めくっていただいて、資料3参考2をご覧ください。

スキーム図にありますとおり、北海道は保証協会の積極的な保証承諾を進めるために、日本政策金融公庫の再保険でカバーできない部分について、保証協会に一定割合を損失補償しております。保証協会が代位弁済によって取得しました求償権に、一定の回収金があった場合には、補填割合に応じて道あるいは日本政策金融公庫にその一部を返納しなければならない仕組みとなっております。

一方で、債務者の事業再生に伴いまして、債権、求償権ですが、この免除の求めがある場合は道の承認を得ることとなりますけれども、求償権の放棄は、地方自治法の「権利の放棄」に該当するため、議会での個別の議決が必要な状態でありました。

しかしながら、下段「条例制定の背景」にありますとおり、個別の議決対応では「匿名性を確保できない」とか「機動的対応が困難」などの面がございまして、事業再生を図る企業の事業価値の毀損につながる可能性がございますことから、知事の権限で速やかに承認するこの条例を令和2年3月に制定しました。

裏面をご覧くださいと思いますが、第1条で、この条例は中小企業者等の円滑な事業の再生を図る目的としております。第3条では、この条例で知事が債権放棄できる対象要件7つを定めております。

資料3に戻っていただきまして、条例改正の検討内容ですが、

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」は、条例第3条において、債権放棄でき

る対象要件として定められていないことから、条例の対象要件に加えるか否か考えなければならないということでございます。

また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」では、再チャレンジ支援、円滑な廃業に向け「廃業型の私的整理手続き」を定めておりますが、現行条例では事業再生しか範囲としておりませんことから、条例の目的に「廃業型」の考えも加えるかといったことにつきまして、「妥当性」、「公益性」なども踏まえながら、6月の第2回定例道議会において条例改正の必要性について検討していくとの答弁をしております。

道としましては、ゼロゼロ融資の返済開始に伴い、中小企業者の資金繰りの安定化、事業者の状況に応じた金融の円滑化に努めるほか、今後、条例の改正につきまして、今後、議会での議論はもとより、関係者や専門家などの意見も聞きながら、その必要性を検討するなどして対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの報告としては以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から「ゼロゼロ融資の返済開始に向けた道の対応」に関する説明をいただきました。この件につきまして何かご意見・ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。水野委員お願いします。

■ 水野委員

新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見通せない中でございますけれども、2020年の5月にスタートしました、ゼロゼロ融資のご説明をいただきました。昨年度までにはほぼ半数が元金の返済が始まっていて、来年度中にはほとんどの方、9割方の事業者が返済開始という状況について承知しております。

一方で、先ほどご説明がありましたけれども、国際情勢の激変だとか、エネルギー・原材料の価格高騰、こうしたものが直撃して、経営環境の改善がなかなか見通せない中で、このゼロゼロ融資で多額の債務を抱えている多くの中小事業者が、返済の原資を確保できなくなることへの懸念を耳にしているところであります。帝国データバンクの調査でも、融資を受けた方の9%ほどが「返済に不安がある」と回答しているそうです。

こうした中で、ご説明がありましたけれども、国の方では本年3月に産業界、金融界の代表による研究会で「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が作成されました。これは新たな私的整理手続きの確立を目指して、国の支援の下で、経済界、金融界を挙げて作成した私的整理の新たなルールであると理解をしております。予め弁護士などの専門家から、私的整理手続きを遂行する適格認定を受けた第三者支援の専門家が、計画案の調査報告などを行うことを必須とするなど、債権者と事業者が地域にとって適切な事業の再生、債務整理を検討する枠組み、非常に有効なものが整備されたと承知しております。

一方、道では一昨年に損失補償金の返納の免除に関する条例を制定されて、円滑な事業再

生を図るために、事業価値を極力減らさない機動性・迅速性と、事業者を風評のリスクから守るという匿名性の確保という観点から、事業再生を図るために必要な措置を、既に設けられたというのが、先ほどの条例のご説明だと認識しております。先ほど申し上げた、国の私的債務整理の円滑化に向けた、地域での協業が可能となる環境、これを積極的に整備するためには、この条例の改正措置を講じることが必要であると理解いたしました。

まとめですけれども、道には国の政策と連携して、今般示された新しいルールの下で、金融機関や中小企業・個人事業主といった債務者が、各地域において、事業再生の支援、債務整理による再チャレンジの支援について協議する、こういうことが可能になるように、条例の改正措置、これが間違いなく必要になるということを申し上げて私の意見とさせていただきます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。他にご意見伺えますでしょうか。佐藤委員お願いいたします。

■ 佐藤委員

ただ今水野委員からお話ございましたので簡潔に。

条例改正につきましては全く異論ございません。早急に進めていただきたいと思っております。今のご説明ですと、国ではすでに3月にパッケージを作成して、中小企業向けのガイドラインは4月から開始されたと。にもかかわらず、条例改正が進まないと実質的に運用されない、というのが現状だと思います。ですから、制度ができていにもかかわらず使えない状況だと。これはやはり一日も早く改正をしていただくように、手続きについては加速をしていただきたいと思っております。私からは以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは吉住委員お願いいたします。

■ 吉住委員

佐藤委員のお話とも重複しますが、条例の改正については強く要望したいと思っております。ゼロゼロ融資に関しましては、多くの中小企業が助けられたことに関して感謝申し上げます。コロナが始まった時、経済がここまで落ち込むという推測はされておりましたので、回復が想定より遅いということをしっかり理解していただきたいと思っておりますので、早急な需要回復の開始をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。それではこれで以上といたします。

(5) 本道の発展につながる次世代インフラ整備について（報告）

■ 穴沢会長

続きまして、議事（5）報告事項である「本道の発展につながる次世代インフラ整備について」に移ります。まずは事務局より説明をお願いします。

■ 水口環境・エネルギー局長

環境・エネルギー局長の水口です。3ページになりますが、私からは海底送電ケーブル。大規模洋上風力発電の地域への効果について説明いたします。

現在、道内で、国が長距離海底送電ケーブルの整備を、多くの事業者が洋上風力発電の整備を検討しています。これは本道の発展につながる重要なインフラであると考えておりまして、この資料はその実現により期待できる地域への効果についてまとめたものです。

真ん中ですが、地域間での電力融通が大量に行うことができまして、電力不足の不安解消につながることで、また、漁業振興や、地元での飲食や宿泊の増加、観光振興につながる面もございます。

さらに、関連企業の立地や、道内企業の参入といった、風力発電関連のサプライチェーン構築のほか、船舶利用や物流の増加などによる港湾利用の活発化が見込まれます。

さらに送電線が増強され、再エネ発電量が増加することによりまして、道内における再エネ利用の活発化も期待されるところでございます。

道としては、海底送電ケーブルの2030年度運転開始や、洋上風力発電の早期導入に向けた環境整備などについて、国に対し要請しますとともに、これらの実現によるさまざまな効果を地域や産業の活性化につなげていくよう、取り組むたいと考えております。

■ 安彦立地担当課長

産業振興課の安彦でございます。4ページ目から説明させていただきます。

グリーンとデジタルの掛け合わせによる象徴的な取組、これがデータセンターでございます。それと光海底ケーブル。これらの誘致に取り組んでおります。これに関して説明させていただきます。

国では、「骨太の方針」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」の中におきまして、東京圏等に集中するデータセンターを地方に分散する方針を打ち出し、全国各地で10数カ所のデータセンター拠点を5年程度で整備するとしているところでございます。

また、日本を周回する海底ケーブル「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を国では2025年度までに完成させるとしているところでございます。

そうしたデジタルインフラの整備による、道民の皆さまにとっての主なメリットとしては、インターネットなどの使い心地が、さらに早く快適になることや、

バーチャル空間の活用によって、北海道に居ながら、東京圏などと同じ環境で教育、仕事

ができるようになること、さらには、災害時でも通信やインターネットサービスが止まりにくい、災害に強い地域になることなどがあげられます。

産業面での主なメリットとしては、ビックデータをAIで分析・活用することなどにより、スマート農業が加速することや、スマート観光の先進地となり、本道の魅力をより深く体験してもらうことが可能となること、さらには、デジタル関連産業が北海道に集積し、理系人材の雇用が生まれることなどがあげられます。

道内では、冷涼な気候や再生可能エネルギーを活用したデータセンターの立地の動きが進展しているところでございます。

9ページ目の資料で、光海底ケーブルについては、国の補助制度をみますと日本海側の東北から九州は国の補助制度の支援の対象になっているが、太平洋側の北海道から首都圏は国の支援の対象になっていない状況でございまして、太平洋側の赤線が要請箇所としていますが、デジタルインフラの強靱化の観点から補助制度の対象とするよう、知事から金子総務大臣などに、様々な機会を捉えて、要請しております。

道といたしましてはセミナーや企業訪問を通じ、国内外の事業者の方々に本道の優位性をアピールしているところでございます。

今後も、市町村等と連携しながら、本道の優位性を最大限に活かし、国内最大規模のデータセンターそして光海底ケーブルの誘致に取り組んで参ります。

■ 穴沢会長

ただいま事務局から「本道の発展につながる次世代インフラ整備について」に関する説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

■ 内藤委員

大変素晴らしい構想で大いに期待して聞いていました。先ほどカーボンニュートラルという言葉が出てきて、カーボンニュートラルというのは産業界、我々の製造業だけでなく、農業、水産業も含めて、ひとつの北海道のアドバンテージであり、ブランドになると思います。そうした時に、北海道で生み出した再生エネルギーを本州で使っていただくのも大切ですが、もっともっと道内で活用できる環境というのが必要ではないかと思えます。

この資料の3ページ目の右下の所に、道内の再エネ利用の活発化と書いてありますけど、これがどういう形で活発化するのか。道内の系統をどんどん広げていくという観点で捉えればいいですけど、以前、稚内、宗谷岬の方で風力発電を水素に変換して運ぼうとしたら、ものすごく高いコストになるということで、水素に変換するというのは非常に不効率であり、やっぱりそのまま電気で使うのが一番だと思うのです。

そうした時、いかに日本海側を含めた風力等あるいは、道東でもいろんなことをやられていますけれど、全道に行き渡るようなインフラ整備を是非やっていただきながら、道内の地産地消ということをもう少し考えていただけると、新たな一つのブランドなり、競争力にな

ると思います。一企業だけでやる話ではないので、そのあたりの話を聞かせていただければと思います。

■ 水口環境・エネルギー局長

地産地消という形では、身近なところで作ったエネルギーを地域で使っていく、こうした取組をまず進めていくことが重要だと思います。もうひとつ、バイオマスとか太陽光など、比較的小規模なものを地域で増やしていく。洋上風力の大規模なものに関しましては、道内の需要を作っていかなければならないと思います。先ほど産業振興課の話にあったデータセンターなど、需要が増えることにプラスになると思います。需要が増えると送電線を整備する理由にできますし、電気料金から整備費も回収しやすくなってくる。需要を作っていくことと大規模な発電所を道内で活用していく、これを両輪でやっていかなければならないという認識はあります。

あと、電化できるものは電化、できないものはメタネーションでとか、10年、20年先の部分もありますけれど、そういうところも国の動きを見ながら、かつ、そういったプロジェクトを道内に引っ張っていきながら、なんとかエネルギー需要を増やしつつ、送電網を強化しつつという、そういうニワトリ、タマゴみたいな部分はあるのですけれども、そうした両輪でしっかりやっていく。まだ手探りではありますけれども、様々な方々と連携して取り組んでいきたいと思っています。

■ 内藤委員

ありがとうございます。是非どっちが先かではなく、両方を並行した形で進める形で。道内企業でもまだまだ使いたい企業はいっぱいあると思います。

需要を開拓していただきながら、是非進めていただきたいと思っています。

■ 穴沢会長

他にご意見ありますでしょうか。

■ 佐藤委員

是非、北海道にとって大きな力になるので進めていただきたい。ただ、一つ懸念されるのは、事業計画が出てきた際に、地域の理解が得られなくて、残念ながら頓挫してしまう、という事例も想定されると思っております。そうした時に、是非地域の理解促進を道として積極的に取り組んでいただいて、調整役を果たしていただきたいと、切に思っている次第です。

先般、道外の電力会社さんが道内進出計画を複数計画したけれども、地元の反対があつて難しいので取りやめるということが報道されたばかりでございます。再三ご説明いただいているとおり、北海道の再生エネルギーは大きなポテンシャルを持っているのであれば、その

滑り出しでつまづくことのないように、是非道のご尽力をお願いしたいと思っております。

■ 穴沢会長

他にご意見ありますでしょうか。

■ 吉成委員

皆さんの意見と重複しますが、北海道が再生エネルギーの大きなポテンシャルを持っているというのは学術的にも言われています。そのポテンシャルを活かさない手はないということと、色々なプロジェクトが立ち上がろうとしていて、海上風力に関しては道内何カ所か候補地があるわけですが、室蘭でもMOPA（室蘭洋上風力関連事業推進協議会）が立ち上がって、産業界でも盛り上がってきていますので、時系列で、きちっといつまでに何をやるか、是非そこはタイミングを逸しないようにしていただければと思います。

今後カーボンプライシングの議論も関わってくる中でもその価値が上がってきますので、是非、その価値を利用できるような体制を整えていただければと思います。

■ 穴沢会長

他にないでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれで終了いたします。

(6) その他

■ 穴沢会長

最後に全体を通じて、各委員から何かございませんか。

渡辺委員、もしご意見がございましたら、全体を通じてでも結構ですし、コロナ禍での対応など何かご意見いただければと思います。よろしいでしょうか。

■ 渡辺委員

渡辺です。ありがとうございます。初めてこの審議会に参加させていただいて、正直紹介される事業を追いかけるのがやっとでして、皆さまのご意見をお聞きしながら、色々なことが道の方で進められ、検討され、それから、各委員の皆さまから色々、随所随所で、自分では気づかないような意見がたくさんあり、大変勉強になりました。

一つ思いましたのが、これだけ、おそらく手間と時間を、それから予算を、エネルギーをかけて色々な施策を考えていただいて、実行に向けて進んでいただいていると思うのですが、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、中々それが事業者に伝わっていない、というのがあると思います。ここに出てこられる委員の方はそれに触れる機会が多いので、中身も十分ご理解されていると思うのですが、私の所属する同友会もそうですが、皆自分で情報を取りに行きなさいと言ってはいるものの、何をどう見たらいいのかわからない、というのが、

特に小規模の事業者、経営者は足下のことに集中しているので、中々それが伝わっていかない。こういうものをしっかり拝見していくと、この中に自分の仕事に活かせる気づきやヒントがたくさんあるのではないかと思います。昨年参加させていただいた部会の中でも、何回かキーワードで、きめ細やかに伝えていくという、そういうキーワードがあったと思うのですが、北海道は広く、地域によって特質が全然違っており、札幌と道東の小さな町では全く状況が違いますし、特に小規模事業者は業種別や規模別ですとか、全く違います。ひとくくりには何とも言えないところがありますので、先ほど出てきましたが、北海道という立場だけでは伝えきれない部分がありますので、各自治体、市町村、それから商工会、商工会議所、私たち同友会もそうですけれども、そのような団体が、協力し合って決め細やかになるべく困る事業者がいないようにしていただけたら、というより、自分たちがやらなければならないと再認識いたしました。ありがとうございました。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。それでは、本日オブザーバーで御参加いただいております近江様からも一言いただきたいと思います。

■ 近江オブザーバー

ただ今ご紹介いただきました、北海道経済産業局地域経済課長をしております近江と申します。オブザーバーということではございますが、本日は参加させていただきました。よろしく願いいたします。若干感想めいた話になり恐縮ではございますが、本日の議題で議論されている話というのは、経済産業省、経済産業局の施策ともほとんどがオーバーラップしているわけでございます。とりわけコロナの緊急経済対策、こちらの方につきましても、例えば私が所属している部局は幅広い施策がございますが、業を振興するような担当をしているセクションや、設備投資、研究開発の支援、そういったことに携わっているスタッフを抱えているセクションがございます。そう言った意味からも例えば、北海道庁さんと国がより一層連携をしながら、役割分担をしっかりとしつつ、相乗効果を出していくような取組を経済産業局としても積極的に支援をしていきたいと思っております。例えば、企業における設備投資支援ですとか、研究開発や知的財産の支援、またマッチング支援、創業の促進、そういったことも、是非道庁さんと一緒に施策を推進していきたいと思っております。

また、私が印象深いと思ったのが、資料の4に記載されている北海道における次世代インフラの整備、これは本当に将来の持続的な成長を実現していくためにも、避けては通れない喫緊の課題ではないかと思っております。委員の方々何名かからご指摘がございましたが、需要と供給、どちらかという問題はあるかもしれませんが、実現に向けて皆さま一生懸命に知恵を出して、克服していければいいと思った次第です。簡単ですが、以上になります。引き続きよろしく願いいたします。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。本日は時間が押しております、いつも最後に発言をさせていただいているのですが、私からも一言発言をさせていただきます。ご指摘ありました施策関係の情報が浸透していないというお話がされておりました。ただ、私もこれまで何度か、審議会の中でそういったことを申し上げてきたところでございますけれども、引き続き、また早期改善をしていただきたいと思います。そして最後のインフラの件ですけれども、やはり北海道が今後長期的に発展をしていくためには是非とも、進めていただきたいと思います。北海道がどこに優位性を持つかという観点からも、非常に重要なところだと思っております。この点につきましても道の施策に期待をしたいと思っております。私の方からは以上とさせていただきます。それでは事務局の方に一旦お戻ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。では事務局から残りの資料についてご説明させていただきますと思います。もう少しお時間をいただければと思います。

■ 西岡経済企画課長

お手元の残りの資料、まず、参考資料1-1をご覧ください。「北海道小規模企業振興条例」の関係でございます。こちらは昨年度、本審議会でご議論いただいた、「北海道小規模企業振興条例」及び「新たな北海道小規模企業振興方策」に関する資料でございます。施行から5年が経過したことから、小規模企業の状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ見直しを行いまして、本年4月1日に条例の改正を行うとともに、新たな方策を策定いたしました。中段の「改正・変更のポイント」に、条例及び方策の改正点などをまとめておりますので、その他の資料と合わせて、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、「北海道産業振興条例施行規則」の関係で、参考資料2-1でございます。こちらも、昨年度、本審議会でご議論いただいた、「北海道産業振興条例施行規則」に関する資料でございます。「北海道小規模企業振興条例」同様、前回の点検から5年が経過したことから、ゼロカーボン北海道の実現やDXの推進といった社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行いまして、本年4月1日に施行規則を改正いたしました。「2 改正のポイント」に、施行規則の改正点を取りまとめておりますので、他の資料とあわせて同様に、ご参照いただければと存じます。

それから、道の「道産品輸出用シンボルマーク」についてでございます。参考資料3-1の裏面をご覧ください。昨年12月の本審議会でもご紹介させていただいた「道産品輸出用シンボルマーク」の運用を見直したのでお知らせをいたします。このマークは、海外における道産品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に作成したのですが、海外での一層の道産品の認知度向上と差別化を図るため、本年4月に、海外の飲食店等のメニュー

一表等で掲出しやすくなるよう運用を明確化してございます。本制度を通じて、北海道ブランドの向上に一層努めてまいります。

最後に「コロナ禍における価格高騰等支援策ガイドブック」、こちらは少しご紹介いたしましたけれども、参考資料4としてガイドブックをお配りしておりますので、ご参照いただければと存じます。説明は以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは最後に、中島部長の方から一言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

■ 中島経済部長

本日は熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

最初の経済対策の関係では、価格転嫁がなかなか難しい環境といったご意見をいただき、それから内藤委員、水野委員、渡辺委員、会長からも、事業の周知がなかなか十分にできていないというご指摘をいただき、非常に耳の痛い話でして、せっかく有効な施策を講じても、使っていただく方々に届かなければ何の意味もないということもありますので、色々インターネット等を使って周知をしているつもりではあるのですが、まだまだ足りないという認識をしております。引き続き周知について、しっかりとしていきたいと思います。

それからゼロゼロ融資の関係では、概ね進めていただきたいというようなご意見をいただきました。ありがとうございます。我々としては、その円滑な事業再生に向けまして、スピード感を持って、しっかり検討していきたいと考えております。

それから次世代インフラの関係でございまして、これについては特にエネルギーの関係で、地産地消が重要というご意見、それから、地域の理解を得られるような取り組みということをご指摘いただきましたけれども、このエネルギーにつきましては、やはり言葉が悪いですけども、この送電線、下手すると植民的なですね、北海道で作ったものを送り届けるだけというような話になってしまうのは非常によろしくないわけですし、我々としてもこういった取り組みが、地域が豊かになる、地域の経済が活性化するという方向に繋がっていくのが非常に重要だと思っておりますので、そういった地産地消を含め、我々としても、取り組ませていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは、このあたりで議事を終了したいと思います。最後に事務局の方からよろしく願いいたします。

4 閉会

■ 田村経済企画課長補佐

ありがとうございました。本日皆さまから頂いたご意見、ご提言につきましては、今後の商工業の振興に関する施策づくりに活かしてまいりたいと考えております。それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回北海道商工業振興審議会を終了します。本日はご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございました。